

プラス少額短期保険の現状 2024



内容

はじめに.....	3
ごあいさつ.....	4
コーポレートデータ.....	5
会社の概要（令和6年3月 31 日現在）.....	5
会社の沿革.....	5
事業概要.....	6
事業の概要.....	6
決算の概況.....	6
今後の課題.....	6
主な業務の内容.....	7
会社の目的.....	7
業務の概要.....	7
取扱商品.....	8
保険募集態勢.....	12
勧誘方針.....	12
株式の状況.....	13
取締役及び監査役（令和6年3月 31 日現在）.....	13
従業員の状況（令和6年3月 31 日）.....	13
連絡先について.....	14
当社の運営について.....	15
コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方.....	15
コーポレートガバナンス機能.....	15
取締役及び取締役会.....	15
各委員会.....	15
監査役及び監査役会.....	15
内部監査室.....	15
その他社内ルール等.....	15
組織図.....	16
リスク管理態勢.....	17
危機管理態勢.....	17
法令遵守(コンプライアンス)態勢.....	18
コンプライアンス基本方針.....	18
コンプライアンス体制.....	18
コンプライアンスの機能的運営.....	18

コンプライアンス・プログラムの実施と指導・研修	18
個人情報保護方針	19
金融 ADR 制度について	20
「少額短期ほけん相談室」(指定紛争解決機関)	20
クーリング・オフについて	20
反社会的勢力への対応について	20
反社会勢力による被害を防止するための基本原則	21
反社会的勢力とは	21
直近の 3 事業年度における主要な業務の状況を示す指標	22
直近の 2 事業年度における業務の状況	24
主要な業務の状況を示す指標等	24
保険契約に関する指標	26
経理に関する指標	27
資産運用に関する指標	29
保険金等の支払能力の状況 (ソルベンシー・マージン比率)	30
財務の状況	31
貸借対照表 (資産の部)	31
貸借対照表 (負債・純資産の部)	32
損益計算書	36
株主資本等変動計算書	38
キャッシュ・フロー計算書	40

はじめに

平素より、皆様には格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、情報公開を通じて経営の透明性を高め、当社に対するご理解を深めていただくよう、令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)の業務及び財産の状況、事業の概況、財務の状況等をご説明するため、ディスクロージャー誌「プラス少額短期保険の現状 2024」を作成いたしました。

本誌が、当社の現状をご理解いただくためのご参考になれば、幸いに存じます。今後とも、なお一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

ごあいさつ

平素より、プラス少額短期保険をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)における世界経済は、コロナ禍からの回復が進む中で、インフレ抑制と経済成長のバランスが大きな課題となりました。このため主要経済国では金利引き上げが行われました。また、地政学的緊張も経済に影響を与え、特にロシアとウクライナの紛争が深刻化した一年となりました。

日本経済においては、新型コロナウイルスの国内感染症法上の位置付けが5類に移行し、経済活動の正常化が進みました。しかしながら、インフレ圧力や賃金の低迷が消費者の購買力に影響を及ぼしました。また、少子高齢化による労働力不足と社会保障負担の増加といった課題が一層浮き彫りとなった一年でもありました。

令和5年度における保険業界全体では、新型コロナウイルス感染症の影響が段階的に緩和される中で、昨年に続き大規模自然災害が発生し、保険金や給付金の迅速かつ確実な支払いを通じて、お客様に対する重要な責務を果たしてまいりました。

また、少額短期保険業界におきましては、少額短期保険制度創設から17年が経過し、少額短期保険業者の数が増加し、その規模・特性や取扱商品も多様化しています。これに伴い、市場規模も一貫して拡大傾向にあります。そのため、業界全体で経営ガバナンスの強化がさらに重要視されるようになりました。

こうした状況の中、当社は引き続き新規市場の創造と経営ガバナンスの構築に取り組んでまいりました。

主要商品として、葬儀費用に対応する「家族への思いやり」、日常リスクをカスタマイズできる「生活総合保険」、持病がある方でも加入しやすい「スマート共済」などを揃え、販売拡大を図りましたが、グループ少短とのカニバリゼーションが解消されず、一部商品では販売件数が伸長しない結果となりました。その一方で、広告宣伝費の適正化やデジタル化による業務効率の改善に取り組み、大幅な事業費の削減を実現することが出来ました。

その結果、新規契約件数 7,356 件(前期 20,625 件から 13,269 件減、64.3%減)、保有契約件数 38,487 件(前期末 39,302 件から 815 件減、2.1%減)、経常収益 2,096,180 千円(前期 1,805,619 千円から 290,561 千円増、16.1%増)、経常損益は▲171,247 千円(前事業年度は▲2,617,014 千円の経常損益)となりました。また、給付金・保険金は総額 937,725 千円をお支払いし、保険会社としての使命を果たすことができました。

次事業年度は、高齢者をはじめとするすべてのお客様や従業員の「Quality of life」の向上となるように、健康で長生きするために必要な最高品質のサービス提供や経営ガバナンスの再構築に最善を尽くす所存でございます。

プラス少額短期保険株式会社
代表取締役社長 遠藤 尚樹

コーポレートデータ

会社の概要（令和6年3月31日現在）

商号	プラス少額短期保険株式会社 (PLUS Small Amounts and Short Term Insurance Co.Ltd.)
設立	平成22年7月6日 準備会社設立『セントケア少額短期準備株式会社』
資本金	2,872,610 千円
総資産	1,142,821 千円
本社所在地	〒160-0022 東京都新宿区新宿五丁目17番18号
代表取締役	遠藤 尚樹
従業員	22名
代理店数	194店

会社の沿革

平成22年7月	準備会社設立(『セントケア少額短期準備株式会社』)資本金3,000万円
平成23年2月	資本金を3,000万円から9,000万円に増資
平成23年6月	少額短期保険業者 関東財務局長(少額短期保険)第59号登録
平成23年7月	「セント・プラス少額短期保険株式会社」へ商号変更
平成23年8月	資本金9,000万円から1億6,750万円に増資
平成27年2月	資本金1億6,750万円から2億9,750万円に増資
平成30年3月	資本金2億9,750万円から3億2,250万円に増資
令和元年6月	主要株主が株式会社ウェブクルーに交代
令和元年7月	商号を「セント・プラス少額短期保険株式会社」から「プラス少額短期保険株式会社」へと変更。本店所在地を東京都中央区から東京都新宿区へ変更
令和元年8月	資本金3億2,250万円から3億7,250万円に増資
令和2年3月	監査役会を設置
令和2年5月	資本金3億7,250万円から4億4,750万円に増資
令和3年1月	資本金4億4,750万円から5億9,750万円に増資
令和3年6月	主要株主が株式会社NFCホールディングスに交代
令和3年8月	資本金5億9,750万円から13億7,262万5,000円に増資
令和4年4月	資本金13億7,262万5,000円から17億7,262万2,500円に増資
令和4年7月	資本金17億7,262万2,500円から21億7,262万円に増資
令和4年9月	資本金21億7,262万円から23億7,261万5,000円に増資
令和4年10月	さくら少額短期保険より「なでしこ保険」を契約移管
令和4年12月	資本金23億7,261万5,000円から26億2,261万2,500円に増資
令和5年3月	資本金26億2,261万2,500円から28億7,261万円に増資
令和5年3月	「生活総合保険」の販売開始
令和5年12月	「生活保障保険(スマート共済)」の販売開始

事業概要

事業の概要

当社は、平成 23 年6月 28 日少額短期保険業者として、関東財務局第 59 号として登録され、平成 23 年7月 20 日に営業開始、令和6年3月 31 日時点で 187 店を保険募集代理店としております。

死亡保険「家族への思いやり」、生活総合保険、生活保障保険「スマート共済」を中心に、シニア世代の不安を払拭する商品を取り扱っております。

決算の概況

令和6年3月末において、保有契約件数は 38,487 件(対前期末比 2.1%減)となりました。経常収益は 2,096,160 千円(対前期比 16.1%増)となり、保険金・給付金の支払いは、937,725 千円(対前期比 37.2%増)です。事業費は、2,078,410 千円(対前期比 42.6%減)となり、結果として、当期純損失は 65,114 千円(前事業年度は 2,720,055 千円の当期純損失)となっています。

今後の課題

主に死亡保険をメイン商材とし、テレマ代理店を通じた販売活動を展開してまいりました。しかし、グループ少短とのカニバリゼーションにより、販売件数が伸展しませんでした。

今後は、生活総合保険及び生活保障保険の商品戦略に注力し、新たなマーケットや販路の開拓を積極的に進めることで、新規契約件数の増加を目指してまいります。また、若年層を含めた新しい市場の開拓にも力を入れ、グループ内のカニバリゼーションを解消し、持続可能な成長を追求していきます。

主な業務の内容

会社の目的 次の業務を行うことを目的としています。

1. 保険業法第 272 条第 1 項の登録により、少額短期保険業者として保険の引受け
2. 上記少額短期保険業に付帯関連する一切の業務

業務の概要 当社が現在行っている主な業務は、次のとおりです。

少額短期保険業

下記商品の契約の引き受け、維持・管理、保険金・給付金の支払い。

- ・院内介助費用補償保険(注)
- ・調理費用補償保険(注)
- ・介護保険上乗せ費用補償保険(注)
- ・ミニセット(注)
(院内介助費用・調理費用・上乗せ費用をセットにし、介護一時金特約付商品)
- ・介護死亡保険、(新)介護死亡保険(注)
- ・(新)介護一時金保険、介護一時金特約(注)
- ・認知症診断一時金保険、認知症診断一時金特約(注)
- ・差額ベッド費用補償保険、差額ベッド費用補償保険(引受基準緩和型)
- ・死亡保険、引受基準緩和型死亡保険
- ・入院一時金特約、入院一時金特約(引受基準緩和型)
- ・無告知型女性特有疾病一時金保険
- ・生活総合保険
- ・生活保障保険

(注)販売を終了しております。

取扱商品

●院内介助費用補償保険(院内あんしん)

この保険は、被保険者が、公的介護保険の要介護認定で要介護3以上の認定を受け、外来診察における院内付添介助サービス(公的介護保険制度における横出しサービス)が必要となり実際にサービスを受けられた場合に、給付金をお支払する保険です。

その実績に応じて、一定の回数を限度(24回)として、院内介助給付金をお支払いします。支給額及び回数限度は、次のとおりです。

給付金の種類	支 払 限 度		
	回数	1回の金額	通算金額
院内介助	24回	15,000円	360,000円

●調理費用補償保険(あったかゴハン)

この保険は、被保険者が、公的介護保険の要介護認定で要介護3以上の認定を受けた後に、食事を作ることが困難な状態となり、特定の介助もしくは、生活支援サービスの内、調理サービス(公的介護保険制度における横出しサービス)を実際に受けられた場合に、給付金をお支払いする保険です。

その利用実績に応じて一定の回数を限度として、調理費用給付金をお支払いします。支給額及び回数限度は、次のとおりです。

給付金の種類	支 払 限 度		
	回数	1回の金額	通算金額
調理	108回	4,000円	432,000円

●介護保険上乗せ費用補償保険(しっかり上乗せ)

この保険は、被保険者が、公的介護保険の要介護認定で要介護3以上の認定を受けた後に、公的介護保険の区分支給限度基準額を超えるサービスが必要となり、その上乗せサービス部分(公的介護保険制度における上乗せサービス)を実際に受けられた場合に、その利用実績に応じて一定の月数・上限金額を限度として、上乗せ給付金をお支払いします。支給額上限額及び補償期間限度は、次のとおりです。

給付金の種類	支 払 限 度		
	補償期間	毎月の上限金額	通算金額
上乗せ	12ヵ月	50,000円	600,000円

●介護一時金特約MA型(この特約だけでは契約できません。)

この特約は、前記の3商品(院内あんしん・あったかゴハン・しっかり上乗せ)または、後述の介護死亡保険および認知症診断一時金保険のいずれか1つの主契約に付加できる特約です。被保険者が、公的介護保険制度の要介護認定で要介護3以上になった場合に、介護一時金(20万円)をお支払いします。

支給額は、次のとおりです。

給付金の種類	支 払 限 度		
	介護一時金MA型	要支援1.2・要介護1.2	要介護3以上
※100,000円		200,000円 ※100,000円	200,000円

※被保険者が、保険料区分の区分1(要介護認定を受けていないか自立の方)で契約した場合、公的介護保険制度の要介護認定で要支援1.2・要介護1.2になった場合、介護一時金の半額(10万円)、また同一契約期間内に、要介護3以上になった時に、介護一時金の残りの半額(10万円)をお支払いします。

●ミニセット保険(介護一時金特約MI型付)

介護費用補償保険(院内あんしん・あったかゴハン・しっかり上乗せ)と介護一時金特約をコンパクトにまとめた幅広い補償のセット商品です。

被保険者が、公的介護保険制度の要介護認定で要介護3以上の認定を受けた後に、公的介護保険制度における横出しサービス、上乗せサービスを受けられた場合に、各々の利用実績に応じて一定の給付金を支払います。また、介護一時金(6万円)をお支払いします。各給付金の種類及び一時金の支給額等は、次のとおりです。

給付金の種類	支 払 限 度		
	回数/補償期間	1回/毎月の上限金額	通算金額
院内介助 調理 上乗せ	18回	6,500円	117,000円
	104回	2,500円	260,000円
	12ヵ月	30,000円	360,000円
介護一時金MI型	要支援1.2・要介護1.2 ※30,000円	要介護3以上 60,000円 ※30,000円	60,000円

※被保険者が、保険料区分の区分1(要介護認定を受けていないか自立の方)で契約した場合、公的介護保険制度の要介護認定で要支援1.2・要介護1.2になった場合、介護一時金の半額(3万円)、また同一契約期間内に、要介護3以上になった時に、残りの半額(3万円)を支払います。

●介護死亡保険(介護のあとも)

被保険者が死亡された時に、死亡保険金(50万円・100万円)を支払います。
初回契約時、被保険者が60～85歳で、公的介護保険制度の要介護認定で
要介護2以下で申し込みできます。100歳まで継続できます。

●認知症診断一時金保険(認知症のささえ)

この保険は、被保険者が生まれて初めて器質性認知症に該当し、意識障害がない状態
において見当識障害があると診断され、その状態が90日継続した場合、診断時に有効な
契約に対し認知症診断一時金(最大80万円)をお支払いします。

●認知症診断一時金(認知症のささえ)特約

この特約は、前記4商品(院内あんしん・あったかゴハン・しっかり上乗せ、介護死亡保険)
のいずれか1つに付加できる特約です。

器質性認知症に該当し、意識障害がない状態において見当識障害があると診断され、
その状態が90日継続した場合、診断時に有効な契約に対し、認知症診断一時金
(20万円)をお支払いします。

●(新)介護死亡保険(家族のために)

被保険者が死亡された時に、死亡保険金(50万円～300万円)を支払います。
初回契約時、被保険者が60～89歳で、公的介護保険制度の要介護認定で
要介護2以下で申し込みできます。100歳まで継続できます。

●(新)介護一時金保険(親孝行保険)

この保険は、公的介護保険制度の要介護認定または要支援認定を受けられた際に、
最大80万円の給付金をお支払いする保険です。

●差額ベッド費用補償保険(差額ベッド代保険)

自己負担した差額ベッド代の実費負担分を1日最高2万円まで補償する保険です。

●差額ベッド費用補償保険(引受基準緩和型)(差額ベッド代保険(緩和型))

自己負担した差額ベッド代の実費負担分を1日最高2万円まで補償する保険です。
ご健康状態に不安のある方でもお申込みいただきやすいよう、引受基準を緩和しております。

●死亡保険、引受基準緩和型死亡保険

被保険者が死亡された時に、死亡保険金(最大300万円)を支払います。
入院一時金5万円または10万円の特約を付加頂けます。
引受基準緩和型については、3項目の告知で健康に不安がある方でも案内可能です。

●入院一時金特約、入院一時金特約(引受基準緩和型)

被保険者が疾病または傷害の治療を目的として入院したときに、入院一時金を支払います
引受基準緩和型については、3項目の告知で健康に不安がある方でも案内可能です。

●無告知型女性特有疾病一時金保険(なでしこ保険プラス)

被保険者が女性特有の7種の疾病のいずれかと診断確定され、かつ、当該疾病を原因として所定の事由に該当したとき女性特有疾病一時金を支払います。また、女性特有疾病一時金が支払われる場合で、年代別に定めた特定3種の疾病に該当する場合割増一時金を支払います。

●生活総合保険

基本条項のみで構成され、様々なマーケット、ニーズに合わせて、4つの補償特約をカスタマイズできる商品です。

(日常生活賠償責任補償特約)

被保険者が他人の身体の障害もしくは他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金を支払います。

(傷害補償特約)

偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被り、各保障の支払事由に該当した際に保険金を支払います。

(ストーカー対策費用補償特約)

被保険者が被保険者の安全または平穏を守ることを目的として負担した転居に要する費用を負担することによって被った損害に対して保険金を支払います。

(無告知型女性特有疾病一時金特約)

被保険者が女性特有の7種の疾病のいずれかと診断確定され、かつ、当該疾病を原因として所定の事由に該当したとき女性特有疾病一時金を支払います。また、女性特有疾病一時金が支払われる場合で、年代別に定めた特定3種の疾病に該当する場合割増一時金を支払います。

●生活総合保険(スマート共済)

生保系保障(死亡、入院(日額型)、手術および先進医療)を基本条項のみで構成される形態とし、お客様のニーズに合わせカスタマイズできる商品です。

(入院保障特約)

被保険者が保険期間中に疾病及び不慮の事故による傷害を直接の原因とした入院について入院給付金をお支払いさせていただきます。

(手術保障特約)

被保険者が保険期間中に疾病及び不慮の事故による傷害を直接の原因としてその治療を目的とした手術について手術給付金をお支払いさせていただきます。

(先進医療保障特約)

被保険者が保険期間中に疾病及び不慮の事故による傷害を直接の原因としてその治療を目的とした先進医療による療養を受けた際、先進医療給付金をお支払いさせていただきます。

(死亡特約)

被保険者が保険期間中にお亡くなりになった際、死亡保険金をお支払いさせていただきます。

保険募集態勢

当社では、新聞・雑誌・DM・インターネットにおける広告掲載などの通信販売方式、及び代理店を通じた対面販売方式により保険募集を行っています。

保険募集に当たっては、お客様本位の業務運営を念頭に以下の取組みを重点的に行っております。

1. お客様に提供するパンフレット・重要事項説明書等の募集文書は、お客様の立場に立って読みやすく、分かりやすい内容で説明しています。
2. お客様からの電話を受付けるコンタクトセンターにおいては、定期的な研修・教育を行い、お客様対応のレベルアップに努めています。
3. 代理店での対面募集等を除き、お客様(契約者・被保険者)に対し保険加入の意向確認及び重要事項の説明を再度行っています。
4. 全従業員には、入社後早期に少額短期保険募集人資格の取得と募集人登録を義務付けています。
5. 代理店に対しては、商品研修等を実施しコンプライアンスの重要性を認識するよう徹底しています。

勧誘方針

本方針は、法令遵守、事務リスクの排除およびお客様満足の向上を目的とし、適正な勧誘と販売を行うための基本方針を定めたものです。

当社は本方針を全従業員に周知させ、十分な理解と実行を徹底しています。

1.法令等を遵守した適切な勧誘

- (1)当社は保険業法、保険法、消費者契約法、金融サービスの提供に関する法律およびその他各種法令等を遵守します。
- (2)お客様情報の厳重な管理と、お客様のプライバシー保護を徹底します。

2.お客様本位の対応

- (1)お客さまの知識、経験、財産の状況および目的を勘案し、お客様のご意向に沿った商品説明を行います。
- (2)お客様が商品の内容を十分に理解いただけるよう、創意工夫をもったわかりやすい説明を行います。
- (3)お客様のご都合やご事情に配慮した時間帯や方法によるご案内を行います。

3.お客様満足のための努め

- (1)保険金支払事故が発生した場合には公正、公平かつ迅速、丁寧な支払いに努めます。
- (2)お客様からのご意見は、その後の商品開発や業務の改善に生かします。

株式の状況

株式の総数（令和6年3月31日現在）

発行可能株式総数	500,000株
発行済株式総数	351,230株
株主数	1名

発行株式の種類

種類	発行数	
普通株式	351,230株	
株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	普通株式数	議決権割合
株式会社ナローピーク	351,230株	100.0%

取締役及び監査役（令和6年3月31日現在）

役職名	氏名
代表取締役社長	遠藤 尚樹
取締役	星野 満保
取締役	中鉢 和宏
監査役(常勤)	田苗 忠勝
監査役(社外)	櫻井 滋
監査役(社外)	三木 達雄

従業員の状況（令和6年3月31日）

区分	令和4年度末	令和5年度末	令和5年度末	
			平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	55名	22名	40歳	1年10カ月
営業職員	0名	0名	—	—

連絡先について

プラス少額短期保険株式会社

〒160-0022
東京都新宿区新宿五丁目17番18号 H&Iビル

なやむ なろうご

フルタイム **0120-786-765** (携帯電話からもご利用できます。)
(平日9:00 ~ 18:00 土日祝日、年末年始を除く)

代表電話番号 03-5657-7170

URL : <https://www.plus-ins.co.jp>

当社の運営について

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社では、お客様、ビジネスパートナー、従業員、株主等の立場を踏まえ、社会を絶えず意識した経営の在り方を追求致します。その持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果敢な意思決定を行うことを目的として、コーポレートガバナンス体制を構築します。

コーポレートガバナンス機能

取締役及び取締役会

取締役は3名です。任期は2年とし、再任を妨げないものとしています。取締役会は、経営方針・経営計画の分析、決定等の重要な業務執行を決定するとともに、代表取締役の職務の執行を監督する責務を負っています。

各委員会

取締役会から諮問された事項の調査、審議もしくは立案を行い、委任された事項について、解決策を計画・立案して調査の上、推進することを目的として、以下の委員会を設置しています。

コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンスに係る方針・政策・教育計画等の承認と決裁を行い、進捗状況、重要課題を取締役会へ報告することを目的としています。

また、リスク管理態勢の強化・手法の検討を行い、各部門のリスク管理状況を把握して、リスク管理態勢の整備、リスク管理に関する従業員、代理店等の教育、研修の統轄及び実施、業務運営に重大な影響を及ぼすリスクが突発的に発生した場合の緊急対応の検討を行っております。

監査役及び監査役会

監査役は3名、うち2名が社外監査役です。監査役会は、独立した監査役からなる機関で、企業の健全で公正な経営に寄与し、取締役会への出席を通じて、業務及び財産の状況を、法令、定款等に従い監査しています。

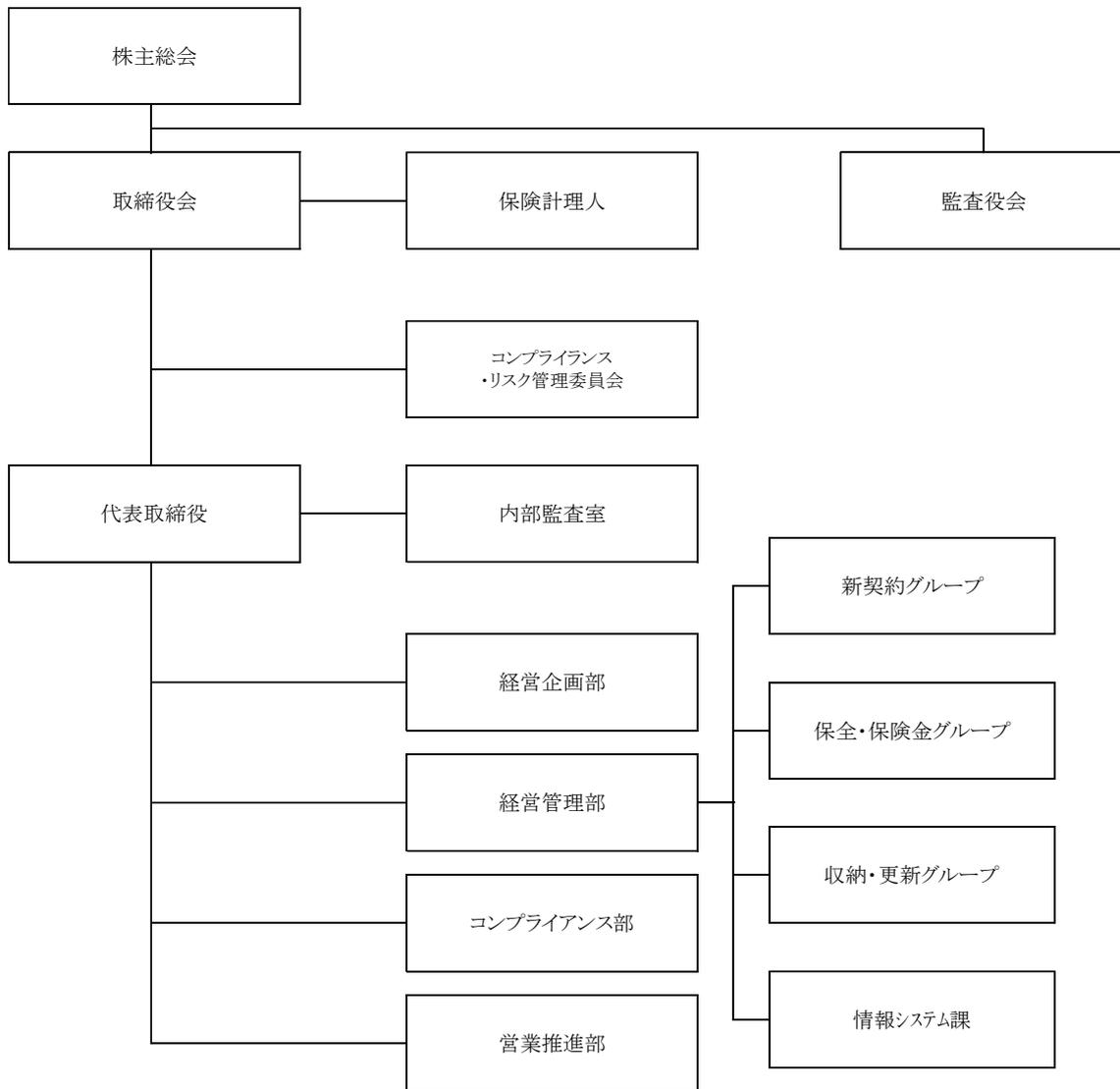
内部監査室

業務の適切性、リスク管理および法令遵守の状況等を客観的に評価し、改善提案を行うとともに、内部監査結果を取締役会及びコンプライアンス・リスク管理委員会に報告しております。

その他社内ルール等

社内規定やマニュアル等が制定され、職務権限に従った手続きが行われ、各部門厳正に対処しています。

組織図



リスク管理態勢

保険事業運営上のリスクが、複雑かつ多様化してきており、業務の健全性・適正化を確保するため、リスク管理態勢を構築しています。

1. 保険引受リスク

経営管理部門は、保険契約引受規程・新契約引受基準の運用を厳格に行い、保険引受リスクを管理すると共に、必要に応じて引受に関わる規定や基準を見直すものとしています。

2. 事務リスク

従業員・代理店・募集人等の事務ミスや不正処理により当社が損失を被るリスクについては、業務規定集や苦情対応規定に基づいて従業員・代理店教育を徹底し、リスクの発生を防止・軽減しています。

3. システムリスク

経営管理部門は、会社のシステムに関するリスク管理について、会社の業務が正常に行えるようにシステムの構築、管理、運用などを厳格に行うものとしています。また、経営管理部門の責任者は、システムに関する問題が発生した場合は、状況を把握し、担当役員及び各関連部署に報告を行うものとする。なお、重大な問題と判断される場合には、役員、各関連部署と協議し、その対策を講じるものとしています。

4. 資産運用リスク

リスク管理方針に基づいて日常の資金管理を行っており、安全第一の観点より、資産運用については普通預金(決済性預金)にて管理しています。

5. 情報漏えいリスク

役員・従業員・代理店・募集人等の不正や誤った処理により顧客情報や機密情報が漏えいしないよう、秘密保持契約を締結するほか、データベースへのアクセス権を制御する情報管理態勢を整備しております。

危機管理態勢

当社の経営に多大な影響を与える地震や火災などの災害や、個人情報漏えいによる犯罪などに対して、迅速な対応と早期復旧を目的とし、管理・運営を行っております。

顧客や代理店との関係に重大な影響があり、業務に支障が生じる場合に備え、適切な行動をとり、経済損失を軽減し、通常業務の復旧を迅速に行えるよう管理・運営しております。

法令遵守(コンプライアンス)態勢

お客様第一主義を徹底し、法令・社会規範・倫理を遵守するために、コンプライアンス基本方針を定めております。また、保険業法その他の法令や、社内規程の定めるところに従い、周知徹底し運用しています。

コンプライアンス基本方針

1. 全役職員は、事業活動において、法令、社会規範、倫理を遵守する。
2. 全役職員は、お客様・地域社会・従業員・株主との調和を図り、公正透明な経営システムを構築する。
3. 全役職員は、事業の社会的責任と公共的使命を認識し、健全な顧客本位の活動によって、顧客と地域社会からの信用と満足を得る。
4. 全役職員は、お客様をはじめとするあらゆる人の基本的人権を尊重する。
5. 全役職員は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。

コンプライアンス体制

コンプライアンス推進を目的として、各部門からの情報を収集し、業務遂行上の監査、内部牽制機能を考慮して、改善指導を行います。

コンプライアンスの機能的運営

コンプライアンスに関連する情報を集約して、コンプライアンス・リスク管理委員会への報告を行っています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、各部門からの報告を分析し、不適切な事例が発生した場合、迅速に適切な取組みを行い、取締役会に対し改善の提言をします。不祥事件の防止策や外部との委託契約について整備し、法的担保と取締役会の承認を得て、これを実施します。

コンプライアンス・プログラムの実施と指導・研修

将来的に、コンプライアンス・プログラムは、各部門の課題を盛り込んで、指導基準を明確にして、全役職員に対する研修・講習を行ってまいります。また不祥事件の未然防止に向けて、全役職員に対して、指導・研修を実施します。

個人情報保護方針

プラス少額短期保険株式会社(以下、「当社」という)は、保険業をはじめとする当社の事業活動に関わるすべての方々(株主様、従業員等を含み、以下総称して「ご本人様」という)の個人情報が個人情報保護法並びに個人情報の人格尊重(プライバシー保護)の理念の下に適正かつ慎重に取扱われるべきものであり、法令遵守のみならず、個人情報の権利利益と密接に関わるものであるという認識に基づき、個人情報の取扱に際して以下の事項を誓約します。

1. 法令、国が定める指針、その他の規範の遵守

当社は、個人情報の保護に関する法律、また各分野におけるガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、一般に公正妥当と認められる個人情報の取扱に関する慣行に準拠し、適切に取扱います。また、適宜、取扱の改善に努めます。

2. 個人情報の適切な取得、利用、提供に関して

当社では、事業の内容及び規模を考慮し、業務遂行に必要な範囲で個人情報を適切な方法で取得します。個人情報の利用は、特定した利用目的の範囲内とし、その範囲を超えた取り扱いはおこないません。

また、個人情報は、利用目的を遂行するために業務を委託する場合を除き、ご本人の同意なく、第三者に提供することはありません。目的外の利用や提供を防止するため、個人情報の利用及び提供は、個人情報保護に関する内部の個人情報保護管理者が、その適正性を確認した上でおこなっております。また、自主点検、内部監査等の活動を通じた統制活動も強化しております。

3. 個人情報保護のための安全管理策

(1) 個人情報の漏えい、滅失、毀損等に対する予防処置

当社では、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、破壊、滅失、毀損等を防止するための適切なセキュリティ対策を実施しております。また、これらを徹底するため、個人情報の取扱に関する規定を明確にし、従業員等への教育・監督をおこなっております。また、取引先に対しても適切に個人情報を取扱うよう要請し、選定や監督を厳重におこなっております。

(2) 個人情報の漏えい、滅失、毀損等に対する是正処置

当社では、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、破壊、滅失、毀損等が発生した場合は、被害拡大防止を最優先とし、速やかに是正処置を講じるとともに、原因究明をおこない、再発防止に努めます。また、事故に関する情報について、必要な範囲で関係者、関係機関に報告します。

4. 個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

当社は、個人情報の保護に関するマネジメントシステムを実行し、維持するとともに定期的に見直しをおこない、継続的改善に努めます。

5. 個人情報に関する苦情、相談への対応

保有する個人情報について、ご本人様から苦情、若しくは相談について、下記の窓口にご連絡ください。誠意を持って対応します。

【お問い合わせ窓口】

東京都新宿区新宿 5 丁目 17 番 18 号 H&I ビルディング

TEL : 0120-786-765

受付時間(平日) 9:00~18:00

(土日祝日、年末年始などを除く)

金融 ADR 制度について

金融 ADR とは、金融分野(保険・銀行・証券等)における、裁判外の紛争解決制度をいい金融商品・サービスに関するトラブルを簡易・迅速に解決する手段として、位置づけられます。

当社は、保険業法に基づく、金融庁の指定を受けた「指定紛争解決機関」である一般社団法人の日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。同協会内の「少額短期ほけん相談室」(指定紛争解決機関)が、窓口です。

「少額短期ほけん相談室」(指定紛争解決機関)

少額短期保険業者の営業活動に関する苦情や紛争に対応するための専門組織です。受け付けた苦情は、少額短期保険業者に解決を依頼し、当事者間で問題解決がつかない場合には、専門知識や経験を有する弁護士などが、中立・公正な立場から、紛争解決手続を実施します。

※取扱う苦情や紛争は、同協会と手続実施基本契約を締結している保険業者に限る。

クーリング・オフについて

当社の保険は、保険期間が1年以内であるため、クーリング・オフの対象となりません。

反社会的勢力への対応について

当社は、適切かつ健全な少額短期保険業を行うにあたり、社会秩序や安全に対し、脅威を与える反社会的勢力による被害を防止するための指針、その他の関係法規を周知徹底しています。

既保険契約者、既存代理店については、少額短期保険協会の反社会的勢力情報検索システムを活用し、保険契約の引受け、定期的なスクリーニング、保険金の支払い時に実施しております。

代理店委託契約書、約款には、「反社会的勢力排除条項」を加えて、対応しています。

反社会勢力による被害を防止するための基本原則

1. 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体で対応するとともに、従業員の安全を確保する。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力からの不当要求に対しては、取引関係を含めて排除の姿勢をもって毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断して、業務運営を行う。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力に対して、民事による法的対抗手段を講じると共に、脅迫行為・暴力行為の危険性が高いなどの緊急時には躊躇せず刑事の対応をとる。

5. 裏取引や資金提供の禁止

当社は反社会的勢力に対して裏取引は行わない。また一切の資金提供を行わない。

反社会的勢力とは

反社会的勢力とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人。
(暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等)

直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:千円 %)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
正味収入保険料	1,026,302	1,803,515	2,094,385
経常収益	1,027,034	1,805,619	2,096,180
保険引受利益	△ 1,571,212	△ 2,616,471	△ 161,622
経常利益	△ 1,571,294	△ 2,617,016	△ 171,247
当期純利益	△ 1,601,046	△ 2,644,581	△ 65,114
正味損害率	21.3	37.9	44.7
正味事業費率	221.5	200.5	49.6
利息及び配当金収入	-	-	-
資本金	1,372,625	2,872,610	2,872,610
(発行済株式総数)	(151,232)	(351,230)	(351,230)
純資産額	223,676	579,064	513,950
総資産額	682,853	1,042,759	1,142,821
責任準備金残高	32,708	64,593	295,840
貸付金残高	-	-	-
有価証券残高	-	-	-
保険金等の支払能力の 充実の状況を示す比率 (ソルベンシー・マージン比率)	2,248.1	2,735.8	2,528.7
配当性向	-	-	-
従業員数	47名	55名	22名

●当期純利益	経常利益から特別損益、法人税、住民税等を差引いた当期の最終収益です。
●正味収入保険料	お客さまからいただいた保険料から解約返戻金、その他返戻金、再保険に出再した保険料を差引いた保険料です。
●正味損害率	正味収入保険料に対し、支払った正味支払保険金(再保険の回収保険金控除)の割合です。
●正味事業費率とは	正味収入保険料に対し、正味事業費(事業費 - 再保険手数料)の割合です。
●純資産額	保険業法上の純資産額で、保険業法施行規則第 211 条の 8 第 1 項に基づいて貸借対照表上の純資産額に、異常危険準備金及び価格変動準備金の額を加えたものです。
●総資産とは	貸借対照表上の「資産の部合計」で、資産規模を示しています。
●責任準備金とは	将来の保険金支払いに備えて、あらかじめ積み立てておく資金で、普通責任準備金(未経過保険料又は収支残)と異常危険準備金(大災害に備えて積立て)があります。
●ソルベンシー・マージン比率	保険会社の保険金支払能力を示しています。巨大災害や資産の大幅な下落など通常の予測を超える危険に対しての支払能力の比率です。その比率が、200%以上あれば問題ないとされています。

直近の2事業年度における業務の状況

主要な業務の状況を示す指標等

● 正味収入保険料

(単位:千円 %)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
死亡保険	1,509,478	83.7	1,691,103	80.7
医療保険	206,527	11.5	300,547	14.4
その他の保険	87,510	4.9	102,733	4.9
合 計	1,803,515	100.0	2,094,385	100.0

※正味収入保険料とは、当社元受による保険料収入から、解約返戻金等及び再保険契約により、当社が支払った出再保険料を控除したものです。

正味収入保険料 = 元受保険料 + 再保険返戻金 + その他再保険収入 - 再保険料 - 解約返戻金等

● 元受正味保険料

(単位:千円 %)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
死亡保険	1,509,478	83.7	1,691,103	80.7
医療保険	206,527	11.5	300,547	14.4
その他の保険	87,510	4.9	102,733	4.9
合 計	1,803,515	100.0	2,094,385	100.0

※元受正味保険料とは、元受保険料から元受け解約返戻金および元受けその他返戻金を控除したものです。

元受正味保険料 = 元受保険料 - 解約返戻金 - その他返戻金

● 支払再保険料

(単位:千円 %)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
死亡保険	0	-	0	-
医療保険	0	-	0	-
その他の保険	0	-	0	-
合 計	0	-	0	-

※支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他再保険収入を控除したものです。

支払再保険料 = 再保険料 - 再保険返戻金 - その他再保険収入

● 保険引受利益(損失)

(単位:千円 %)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
死亡保険	△ 2,135,282	91.1	△ 142,011	87.9
医療保険	△ 330,627	0.9	△ 22,195	13.7
その他の保険	△ 150,562	8.0	2,583	-1.6
合 計	△ 2,616,471	100.0	△ 161,622	100.0

※保険引受利益(損失)とは、保険料等の収入から、

保険金等支払金、責任準備金等繰入額、保険引受に係る事業費を控除したものです。

保険引受利益 = 保険料等収入 - 保険金等支払金 - 責任準備金等繰入額 - 保険引受に係る事業費

● 正味支払保険金

(単位:千円 %)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
死亡保険	595,935	87.2	768,924	82.0
医療保険	48,525	7.1	133,454	14.2
その他の保険	39,089	5.7	34,785	3.7
合 計	683,549	100.0	937,164	100.0

※正味支払保険金とは、元受保険金から出再契約の回収再保険金を控除したものをいいます。

● 元受正味保険金

(単位:千円 %)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
死亡保険	595,935	87.2	768,924	82.0
医療保険	48,525	7.1	133,454	14.2
その他の保険	39,089	5.7	34,785	3.7
合 計	683,549	100.0	937,164	100.0

※元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

● 回収再保険金

(単位:千円 %)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
死亡保険	0	0.0	0	-
医療保険	0	0.0	0	-
その他の保険	440	100.0	0	-
合 計	440	100.0	0	-

保険契約に関する指標

- 契約者配当金
該当事項は、ありません。

- 正味損害率、正味事業費率及びその正味合算率(コンバインド・レシオ) (単位:%)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率
死亡保険	39.4	200.5	240.0	45.4	172.7	218.1
医療保険	23.4	200.5	224.1	44.4	172.7	217.1
その他の保険	44.6	200.5	245.2	33.8	172.7	206.5
合 計	37.9	200.5	238.5	44.7	172.7	217.4

※正味損害率 = 正味支払保険金 / 正味収入保険料 x 100

※正味事業比率 = 正味事業費 / 正味収入保険料 x 100

※正味合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

※正味事業費 = 事業費(事業費-保険業法第113条繰延額+保険業法第113条償却費) - 再保険手数料

- 出再控除前の元受損害率、元受事業費率及びその元受合算率(コンバインド・レシオ) (単位:%)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	元受 損害率	元受 事業費率	元受 合算率	元受 損害率	元受 事業費率	元受 合算率
死亡保険	39.4	200.6	240.0	45.4	200.5	218.1
医療保険	23.4	200.6	224.1	44.4	200.5	217.1
その他の保険	44.6	200.6	245.2	33.8	200.5	206.5
合 計	37.9	200.6	238.5	44.7	200.5	217.4

※元受損害率 = 元受正味保険金 / 元受正味保険料 x 100

※元受事業費率 = 事業費(事業費-保険業法第113条繰延額+保険業法第113条償却費) / 元受正味保険料 x 100

※元受合算率 = 元受損害率 + 元受事業費率

※元受正味保険金 = 元受契約の支払保険金等 - 元受保険金戻入

- 出再先保険会社等の数

項 目	令和4年度	令和5年度
出再先保険会社の数	-	-
出再保険料の割合	-	-

- 出再保険料の格付けごとの割合

格付け区分	令和4年度	令和5年度
AA- 以上	-	-
BBB 以上	-	-

※格付け区分は、スタンダード&プアーズ社の財務格付けを使用しています。

- 未収再保険金 (単位:千円 %)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
介護死亡保険	-	0.0	-	0.0
その他の保険	-	0.0	-	0.0
合 計	-	0.0	-	0.0

経理に関する指標

● 支払備金

(単位:千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
死亡保険	110,751	53.8	125,161	47.5
医療保険	69,101	33.6	105,695	40.1
その他の保険	26,042	12.6	32,470	12.3
合 計	205,895	100.0	263,327	100.0

※支払備金は、元受契約における普通支払備金及び既発生未報告損害から、再保険契約に基づく出再分を控除したものです。

● 責任準備金

(単位:千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
死亡保険	32,150	49.8	199,035	67.3
医療保険	17,888	27.7	79,294	26.8
その他の保険	14,554	22.5	17,511	5.9
合 計	64,593	100.0	295,840	100.0

※責任準備金とは、元受契約における普通責任準備金及び異常危険準備金から、再保険契約の出再分を控除したものです。

● 責任準備金残高の内訳

(単位:千円)

区 分		令和4年度	令和5年度
死亡保険	普通責任準備金	11,747	179,144
	異常危険準備金	20,402	19,890
	契約者配当準備金	-	-
	小計	32,150	199,035
医療保険	普通責任準備金	5,560	54,528
	異常危険準備金	12,328	24,765
	契約者配当準備金	-	-
	小計	17,888	79,294
その他の保険	普通責任準備金	3,918	10,709
	異常危険準備金	10,636	6,801
	契約者配当準備金	-	-
	小計	14,554	17,511
合 計		64,593	295,840

※普通責任準備金とは、元受契約における未経過保険料から、出再保険契約での出再分を控除したものを示しています。

● 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高 (単位:千円, %)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
利益準備金	-	-	-	-
任意積立金	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-

● 損害率の上昇に対する経常利益の変動の額 (単位:千円)

上昇率	発生損害率(支払率)が、1%上昇		
算出方法	経常利益の減少額 = 発生損害率(支払額)の増加額 既経過保険料 x 1%		
経常利益の減少額	令和4年度	令和5年度	
	18,023	20,945	

● 引当金明細 (単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増加額	減少額	
	金額	金額		目的使用	その他
退職給付引当金	-	-	-	-	-
役員退職慰労引当金	-	-	-	-	-
その他の引当金	-	-	-	-	-

● 事業費の内訳明細 (単位:千円, %)

区 分	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率	
営業費	代理店手数料	1,033,391	121,506	△ 911,885	△ 88.2
	営業職員経費	-	-	-	-
	広告宣伝費	487,740	242,205	△ 245,535	△ 50.3
	その他営業経費	1,523,737	376,982	△ 1,146,755	△ 75.3
	小計	3,044,869	740,693	△ 2,304,176	△ 75.7
一般管理費	人件費	239,616	100,596	△ 139,020	△ 58.0
	物件費	314,329	188,314	△ 126,015	△ 40.1
	小計	553,946	288,910	△ 265,036	△ 47.8
税金	17,125	8,572	△ 8,553	△ 49.9	
減価償却費	1,901	1,028	△ 873	△ 45.9	
合 計	3,617,842	1,039,205	△ 2,578,637	△ 71.3	

資産運用に関する指標

● 資産運用方針

少額短期保険業者の資産運用については、預貯金(外貨建除く)や国債・地方債等に限定されています。当社では、安全性・流動性を確保するため、預貯金での運用を基本方針としています。

● 資産運用の概況

(千円 %)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現金及び預貯金	732,009	70.2	673,521	58.9
金 銭 信 託	0	-	0	-
有 価 証 券	0	-	0	-
運 用 資 産 計	732,009	70.2	673,521	58.9
資 産 合 計	1,042,759	100.0	1,142,821	100.0

● 利息配当収入の額及び運用利回り

(千円 %)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金額	利回り	金額	利回り
現金及び預貯金	-	-	-	-
金 銭 信 託	-	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-

※預貯金は、決済用普通預金(無利息)のため、利息は、発生しません。

● 保有有価証券、種類別の残高及び合計に対する構成比

該当事項は、ありません。

● 保有有価証券利回り

該当事項は、ありません。

● 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当事項は、ありません。

● 有価証券及び金銭信託に関する取得価額または契約価額、時価及び評価損益

該当事項は、ありません。

● 保有する土地に関する取得価額または時価及び評価損益

該当事項は、ありません。

保険金等の支払能力の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：千円、％）

項 目	令和4年度	令和5年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	622,431	675,619
①純資産の部合計(繰延資産等控除後の額)	579,064	513,950
②価格変動準備金	-	-
③異常危険準備金	43,367	51,458
④一般貸倒引当金	-	-
⑤その他有価証券の評価差額(税効果控除前) (99%又は100%)	-	-
⑥土地の含み損益(85%又は100%)	-	-
⑦負債性資本調達手段等	-	-
⑧その他	-	110,211
(2) リスクの総額 $\sqrt{(R_1^2 + R_2^2)} + R_3 + R_4$	45,501	53,436
保険リスク相当額	43,367	51,255
R1 一般保険リスク相当額	43,367	51,255
R4 巨大災害リスク相当額	-	-
R2 資産運用リスク相当額	7,320	6,735
価格変動等リスク相当額	-	-
信用リスク相当額	7,320	6,735
再保険リスク相当額	-	-
再保険回収リスク相当額	-	-
R3 経営管理リスク相当額	1,520	1,739
(3) ソルベンシー・マージン比率 (1) / {(1/2) X (2)}	2,735.8	2,528.7

注記

1. ソルベンシー・マージン比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しています。
2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

※土地の時価算定方法について
該当事項は、ありません。

財務の状況

貸借対照表(資産の部)

(単位:千円、%)

科目	令和4年度 (令和5年3月31日現在)		令和5年度 (令和6年3月31日現在)		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
(資産の部)						
現金及び預貯金	732,009	70.2%	673,521	58.9%	△ 58,488	△8.0%
現金	-	-	-	-	-	-
預貯金	732,009	70.2%	673,521	58.9%	△ 58,488	△8.0%
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	-
国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
政府保証債	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-
有形固定資産	0	0.0%	0	0.0%	0	-
土地	-	-	-	-	-	-
建物	0	0.0%	0	0.0%	0	-
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
その他の有形固定資産	0	0.0%	0	0.0%	0	-
無形固定資産	0	0.0%	5,819	0.5%	5,819	-
ソフトウェア	0	0.0%	5,819	0.5%	5,819	-
のれん	-	-	-	-	-	-
その他の無形固定資産	0	0.0%	0	0.0%	0	-
代理店貸	-	-	-	-	-	-
再保険貸	0	0.0%	0	0.0%	0	-
その他資産	246,089	23.6%	249,608	21.8%	3,519	1.4%
未収金	193,573	18.6%	193,321	16.9%	△ 252	△0.1%
貸倒引当金	△21,679	-	△21,679	-	-	-
未収保険料	-	-	-	-	-	-
前払費用	57,508	5.5%	70,910	6.2%	13,402	23.3%
未収収益	-	-	-	-	-	-
預託金	-	-	-	-	-	-
仮払金	-	-	-	-	-	-
保険業法第113条繰延資産	-	-	-	-	-	-
その他の資産	16,686	1.6%	7,055	0.6%	△ 9,631	△57.7%
前払年金費用	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	110,211	9.6%	-	-
再評価に係る繰延税金資産	-	-	-	-	-	-
供託金	64,660	6.2%	103,660	9.1%	39,000	60.3%
資産の部合計	1,042,759	100.0%	1,142,821	100.0%	100,062	9.6%

貸借対照表(負債・純資産の部)

(単位:千円、%)

科目	令和4年度		令和5年度		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
保険契約準備金	270,489	25.9%	559,167	48.9%	288,678	106.7%
支払備金	205,895	19.7%	263,327	23.0%	57,432	27.9%
責任準備金	64,593	6.2%	295,840	25.9%	231,247	358.0%
普通責任準備金	21,226	2.0%	244,382	21.4%	223,156	1051.3%
異常危険準備金	43,367	4.2%	51,458	4.5%	8,091	18.7%
契約者配当準備金	-	-	-	-	-	-
代理店借	38,862	3.7%	4,728	0.4%	△ 34,134	△87.8%
再保険借	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-
新株予約権付社債	-	-	-	-	-	-
その他負債	154,343	14.8%	64,975	5.7%	△ 89,368	△57.9%
代理業務借	-	-	-	-	-	-
借入金	-	-	-	-	-	-
未払法人税等	5,429	0.5%	2,802	0.2%	△ 2,627	△48.4%
未払金	147,996	14.2%	62,086	5.4%	△ 85,910	△58.0%
未払費用	-	-	-	-	-	-
前受収益	-	-	-	-	-	-
預り金	917	0.1%	85	0.0%	△ 832	△90.7%
資産除去債務	-	-	-	-	-	-
仮受金	-	-	-	-	-	-
その他の負債	-	-	-	-	-	-
退職給付引当金	-	-	-	-	-	-
役員退職慰労引当金	-	-	-	-	-	-
その他の引当金	-	-	-	-	-	-
価格変動準備金	-	-	-	-	-	-
繰延税金負債	-	-	-	-	-	-
再評価に係る繰延税金負債	-	-	-	-	-	-
負債の部合計	463,694	44.5%	628,871	55.0%	165,177	35.6%
資本金	2,872,610	275.5%	2,872,610	251.4%	0	0.0%
新株式申込証拠金	-	-	-	-	-	-
資本剰余金	2,842,610	272.6%	2,842,610	248.7%	0	0.0%
資本準備金	2,842,610	272.6%	2,842,610	248.7%	0	0.0%
その他資本剰余金	-	-	-	-	-	-
利益剰余金	△ 5,136,155	△492.6%	△ 5,201,269	△455.1%	△ 65,114	1.3%
利益準備金	-	-	-	-	-	-
その他利益剰余金	△ 5,136,155	△492.6%	△ 5,201,269	△455.1%	△ 65,114	1.3%
退職金関係積立金	-	-	-	-	-	-
不動産圧縮積立金	-	-	-	-	-	-
社会厚生事業増進積立金	-	-	-	-	-	-
その他の積立金	-	-	-	-	-	-
繰越利益剰余金	△ 5,136,155	△492.6%	△ 5,201,269	△455.1%	△ 65,114	1.3%
自己株式	-	-	-	-	-	-
自己株式申込証拠金	-	-	-	-	-	-
株主資本合計	579,064	55.5%	579,064	50.7%	0	0.0%
_{その他有価証券評価差額金}	-	-	-	-	-	-
繰延ヘッジ損益	-	-	-	-	-	-
土地再評価差額金	-	-	-	-	-	-
評価・換算差額等合計	-	-	-	-	-	-
新株予約権	-	-	-	-	-	-
純資産の部合計	579,064	55.5%	513,950	45.0%	△ 65,114	△11.2%
負債・純資産の部合計	1,042,759	100.0%	1,142,821	100.0%	100,062	9.6%

<貸借対照表に関する事項>

◆令和5年度

1. ①金融商品の状況に関する事項

少額短期保険業者の運用資産は、預貯金(外貨建を除く)・国債・地方債等に限定されており、当社では、また内部規程により、資産の健全性維持に努めております。

②金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預貯金	673,521	673,521	-
未収金	193,321	193,321	-
供託金	103,660	103,660	-
代理店借	(4,728)	(4,728)	-
未払金	(62,086)	(62,086)	-

(注)金融商品の時価の算定方法

当社が保有する金融商品のうち、重要性のあるものは上記表のとおりであります。これらは全て短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

2. 当年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位:千円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	建 物	-
		その他の有形固定資産	-
		ソフトウェア	-
		合 計	-

主に事業の区分を基準に資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及び処分予定資産については、当該資産ごとにグルーピングを行っております。

今後の業績見通し等を勘案した結果、上記の資産グループについては、将来キャッシュ・フローによって当資産グループの帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断し、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

3. 支払備金は、当期末において既に発生した又は発生したと認められる損害につき、将来保険契約に基づきてん補するに必要と認められる金額を保険業法 117 条及び同 272 条 18、並びに同施行規則 211 条 47 に基づき計上しております。

4. 責任準備金は、将来発生する可能性のある損害及び異常災害損失のてん補による支払に充てる等保

険契約上に基づく責任遂行のため、保険業法 116 条 1 項及び 3 項、同第 272 条 18、並びに同施行規則第 211 条 46 に基づき計上しております。

5. 当期末における支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

1. 支払備金

支払備金(出再支払備金控除前)	263,327 千円
同上にかかる出再支払備金	-千円
差 引	263,327 千円

2. 責任準備金

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	244,382 千円
同上にかかる出再責任準備金	-千円
差 引(イ)	244,382 千円
異常危険準備金(ロ)	51,458 千円
計 (イ)+(ロ)	295,840 千円

6. 一株当り純資産額は 1,463 円 29 銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額は 513,950 千円であり、普通株式 351,230 株に係るものであります。一株当り純資産額の算定に用いられた期末の普通発行済株式数は 351,230 株であります。

7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

有形固定資産及び無形固定資産の明細

◆令和4年度

(単位:千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価格	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得価額
有形固定資産	建物	0	-	-	-	0	2,084	2,084
	工具器具備品	0	-	-	-	0	6,114	6,114
	計	0	-	-	-	0	8,198	8,198
無形固定資産	ソフトウェア	0	24,037	22,136 (22,136)	1,901	0		
投資その他の資産	長期前払費用	-	-	-	-	-		

(注)「当期減少額欄」の()内は内書きで減損損失の計上額であります。

◆令和5年度

(単位:千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価格	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得価額
有形固定資産	建物	0	-	-	-	0	-	-
	工具器具備品	0	-	-	-	0	1,357	1,357
	計	0	-	-	-	0	1,357	1,357
無形固定資産	ソフトウェア	0	6,847	-	1,028	5,819		
投資その他の資産	長期前払費用	-	-	-	-	-		

損益計算書

(単位:千円、%)

科 目	令和4年度	令和5年度	増 減	
	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	増減額	増減率
	金額	金額		
経 常 収 益	1,805,619	2,096,180	290,561	16.1%
保 険 料 等 収 入	1,805,619	2,096,166	290,547	16.1%
保 険 料	1,805,619	2,096,166	290,547	16.1%
再 保 険 収 入	-	-	-	-
回 収 再 保 険 金	-	-	-	-
再 保 険 手 数 料	-	-	-	-
再 保 険 返 戻 金	-	-	-	-
そ の 他 再 保 険 収 入	-	-	-	-
責 任 準 備 金 等 戻 入 額	-	-	-	-
支 払 備 金 戻 入 額	-	-	-	-
責 任 準 備 金 戻 入 額	-	-	-	-
資 産 運 用 収 益	-	14	-	-
そ の 他 経 常 収 益	-	-	-	-
経 常 費 用	4,422,636	2,267,428	△2,155,208	△48.7%
保 険 金 等 支 払 金	685,653	939,506	253,853	37.0%
保 険 金 等	683,549	937,725	254,176	37.2%
解 約 返 戻 金 等	2,104	1,781	△323	△15.4%
再 保 険 料	-	-	-	-
責 任 準 備 金 等 繰 入	118,596	288,678	170,082	143.4%
支 払 備 金 繰 入 額	94,598	57,431	△37,167	△39.3%
責 任 準 備 金 繰 入 額	23,998	231,246	207,248	863.6%
資 産 運 用 費 用	-	-	-	-
事 業 費	3,617,842	1,039,205	△2,578,637	△71.3%
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	3,598,815	1,029,604	△2,569,211	△71.4%
税 金	17,125	8,572	△8,553	△49.9%
減 価 償 却 費	1,901	1,028	△873	△45.9%
退 職 給 与 引 当 金 繰 入 額	-	-	-	-
そ の 他 経 常 費 用	544	37	△507	△93.2%
保 険 業 法 第 113 条 繰 延 資 産 償 却 費	-	-	-	-
そ の 他 の 経 常 費 用	544	37	△507	△93.2%
保 険 業 法 第 113 条 繰 延 額 (△)	-	-	-	-
経 常 利 益 (経 常 損 失 △)	△ 2,617,016	△ 171,247	2,445,769	△93.5%
特 別 利 益	-	-	-	-
特 別 損 失	22,136	-	-	-
固 定 資 産 等 処 分 損	-	-	-	-
そ の 他 特 別 損 失	22,136	-	-	-
税 引 前 当 期 純 利 益 (同 当 期 純 損 失 △)	△ 2,639,152	△ 171,247	2,467,905	△93.5%
法 人 税 及 び 住 民 税	5,429	4,078	△1,351	△24.9%
法 人 税 等 調 整 額	-	△ 110,211	-	-
法 人 税 等 合 計	5,429	△ 106,133	△111,562	△2,054.9%
当 期 純 利 益 (当 期 純 損 失 △)	△ 2,644,581	△ 65,114	2,579,467	△97.5%

<損益計算書に関する事項>

◆令和5年度

1. (1) 正味収入保険料の内訳は以下のとおりであります。

保険料	2,096,166 千円
解約返戻金等	1,781 千円
<hr/>	
小計(イ)	2,094,385 千円
<hr/>	
再保険料	-千円
再保険返戻金	-千円
<hr/>	
小計(ロ)	-千円
<hr/>	
差引(イ-ロ)	2,094,385 千円

- (2) 正味支払保険金の内訳は以下のとおりであります。

保険金等	937,725 千円
回収再保険金	-千円
<hr/>	
差引	937,725 千円

- (3) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は以下のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	57,431 千円
同上にかかる出再支払備金繰入額	-千円
<hr/>	
差引	57,431 千円

- (4) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は以下のとおりであります。

責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	223,155 千円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	-千円
<hr/>	
差引(イ)	223,155 千円
異常危険準備金繰入額(ロ)	8,091 千円
<hr/>	
計(イ+ロ)	231,246 千円

2. 一株当りの当期純損失は△185 円 39 銭であります。

算定上の基礎である当期純損失は△65,114 千円、期中平均発行済株式数は 351,230 株であります。

株主資本等変動計算書

◆令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

項目	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金
令和4年3月31日残高	1,372,625	1,342,625	-
事業年度中の変動額	1,499,985	1,499,985	-
当期純損失	-	-	-
事業年度中の変動額合計	1,499,985	1,499,985	-
令和5年3月31日残高	2,872,610	2,842,610	-

項目	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			
別途積立金		繰越利益剰余金			
令和4年3月31日残高	-	-	△2,491,573	-	223,676
事業年度中の変動額	-	-	-	-	2,999,970
当期純損失	-	-	△2,644,581	-	△2,644,581
事業年度中の変動額合計	-	-	△2,644,581	-	355,389
令和5年3月31日残高	-	-	△5,136,155	-	579,064

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

◆令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

項目	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金
令和5年3月31日残高	2,872,610	2,842,610	-
事業年度中の変動額	-	-	-
当期純損失	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-
令和6年3月31日残高	2,872,610	2,842,610	-

項目	株主資本				
	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計
	利益 準備金	その他利益剰余金			
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
令和5年3月31日残高	-	-	△5,136,155	-	579,064
事業年度中の変動額	-	-	-	-	-
当期純損失	-	-	△65,114	-	△65,114
事業年度中の変動額合計	-	-	△65,114	-	△65,114
令和6年3月31日残高	-	-	△5,201,269	-	513,950

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

<株主資本等変動計算書に関する事項>

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株 式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式 数
普通株式	351,230	-	-	351,230

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

a. 配当金支払額

該当事項はありません。

b. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引き前当期純利益(損失)金額	△2,639,152	△171,247
減価償却費	1,901	1,028
減損損失	22,136	0
貸倒引当金の増加額	21,679	0
保険業法113条繰延資産償却費	0	0
棚卸資産の増減	△3,559	0
売上債権の増加(減少)額	△58,797	252
仕入債務の減少(増加)額	△97,843	0
支払備金の増加額	0	57,431
責任準備金の増加額	0	231,246
契約者配当準備金繰入額	0	0
退職給付引当金の増加額	0	0
役員退職慰労引当金の増加額	0	0
価格変動準備金の増加額	0	0
利息及び配当金等収入	0	△14
有価証券関係損益	0	0
支払利息	544	37
為替差損益	0	0
有形固定資産関係損益	0	0
代理店貸の増加額	0	0
再保険貸の増加額	0	0
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額	△42,651	△3,771
代理店借の増加額	0	△34,133
再保険借の増加額	0	0
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額	103,295	△86,741
その他	0	0
小 計	△2,692,447	△5,911
利息及び配当金の受取額	0	14
利息の支払額	△544	△37
契約者配当金の支払額	0	0
その他	0	0
法人税等の支払額	△6,362	△6,704
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,699,354	△12,640

II 投資活動によるキャッシュ・フロー	0	0
預貯金の純増減額	0	0
有価証券の取得による支出	0	0
有価証券の売却・償還による収入	0	0
保険業法第113条繰延資産の取得による支出	0	0
無形固定資産の取得による支出	△22,387	△6,847
供託金の取得による支出	△38,660	△39,000
その他	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△61,047	△45,847
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0
借入れによる収入	0	0
借入金の返済による支出	0	0
社債の発行による収入	0	0
社債の償還による支出	0	0
株式の発行による収入	2,999,970	0
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	0	0
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,999,970	0
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
V 現金及び現金同等物の増加額	239,567	△58,487
VI 現金及び現金同等物の期首残高	492,441	732,009
VII 現金及び現金同等物の期末残高	732,009	673,521

(備考)

1. キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金です。
2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に表示されている科目の金額との関係

現金及び預貯金勘定	732,009千円	673,521千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	732,009千円	673,521千円

「プラス少額短期保険の現状 2024」

令和6年7月発行

プラス少額短期保険株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿五丁目 17 番 18 号

電話（代表）03-5657-7170

PS202207C-05-01